

会 議 録 ( 1 )

会 議 の 名 称	令和4年度第1回入間市環境審議会
開 催 日 時	令和4年5月16日(月) 午後1時30分 開会 ・ 午後3時05分 閉会
開 催 場 所	入間市役所B棟5階 全員協議会室
議 長 氏 名	黒瀧 孝秀
出席委員(者)氏名	相葉 学、伊藤 雅道、加治 隆、川名 千鶴子、黒瀧 孝秀、 齋藤 令子、手島 吉紀、中村 巖、平塚 基志、森 友和
欠席委員(者)氏名	篠塚 玲子、高村 賢二、永井 健一、中島 毅、新関 隆、
説明者の職氏名	生活環境課長 浅川 英雄 生活環境課主幹 廣瀬 光太郎
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	1 開会 2 会長挨拶 3 市長挨拶 4 諮問 入間市太陽光発電設備の適正な設置に関する方針の内容について 3 議題 (1) 入間市太陽光発電設備の適正な設置に関する方針について(公開) (2) その他 4 閉会
非 公 開 理 由	なし
傍 聴 者 数	0名
配 布 資 料	資料1 太陽光発電設備の適正な設置に関する方針について 資料2 災害防止、自然環境の保全等のための規制区域(案) 資料3 令和4年度入間市環境審議会スケジュール
事務局職員職氏名	【環境経済部】 部長 原嶋 裕子、次長 横田 一洋、 副参事(脱炭素・資源循環担当) 中村 慧 【エコ・クリーン政策課】 課長 竹廣 由美、主幹 松落 義夫、主査 西村 卓也、 主事 神田 啓佑 【生活環境課】 課長 浅川 英雄、主幹 廣瀬 光太郎
会議録作成方法	要点筆記

## 会 議 録 ( 2 )

### 議 事 の 概 要 ( 経 過 ) ・ 決 定 事 項

#### 【諮問】

杉島市長より諮問書読み上げの後、黒瀧会長に対して諮問書を手交

○諮問事項

「入間市太陽光発電設備の適正な設置に関する方針について」

#### 【議題】

(1) 入間市太陽光発電設備の適正な設置に関する方針の内容について

事務局より次の点について説明し、意見交換を行った。

委員からの質疑については、事務局が回答した。

〔説明内容〕

- ・ 方針の趣旨
- ・ 太陽光発電事業の主な課題
- ・ 課題解決に向けた基本方針（案）
- ・ 災害防止、自然環境の保全等のための規制区域（案）

(2) その他

事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。

令和3年度第2回、第3回の議事録を配布した。

審議会のWEB参加について事務局から説明を行った。

以上

## 会 議 録 ( 3 )

発 言 者	発 言 内 容
	(委員及び事務局の発言が行われた部分のみ記述する。)
司会 (松落主幹)	(開会)
黒瀧会長	(あいさつ)
市長	(あいさつ)
市長	(諮問書を読み上げた上、会長に手交)
司会	(職員の紹介)
事務局 (西村)	(入間市環境審議会条例について説明)
司会 (松落主幹)	<p>これより議題に移ります。審議会については、情報公開条例に基づき、基本的に「公開するもの」と定められております。各支所の掲示板等に掲載して傍聴者の募集を行いました。傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでした。</p> <p>それでは、入間市環境審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長になる旨が定められておりますので、以降の進行を、黒瀧会長よろしくお願いいたします。</p>
黒瀧会長	<p>本日の出席委員は10名です。環境審議会委員は15名ですので、入間市環境審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員の半数以上が出席されておりますので、本審議会は成立します。</p> <p>これより議事に入ります。入間市太陽光発電設備の設置に関する条例について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (廣瀬主幹)	(説明を行う)
黒瀧会長	市長の諮問に対して、本日が1回目の審議で、6月に行われる次回の審議会で条例案が提出され、案を固めて7月にパブリックコメント、9月に

発 言 者	発 言 内 容
森委員	<p>再度審議会で揉んで12月議会に提出という流れとなっております。</p> <p>太陽光発電設備の適正な設置について稼働前の3つの課題、稼働後の4つの課題を解決するために、6つのポイントで縛りを設けたいという説明でした。</p> <p>委員の皆様にお伺いしたいポイントとして、ポイント1にあります規制区域が適切なのか、課題を解決するための6つのポイントというのが適正なのかということについて審議いただきたく形となります。</p> <p>以前担当したことがあるのですが、課題2の太陽光の反射が一番問題として多かったと思います。朝日は横の方に飛んでいくので、とんでもない距離の家に影響が出ます。工事にあたっての地域ではなく、相当遠くの地域まで影響が出ます。冬場はまだ良いですが夏場は5時頃窓にあたってとても眩しいという問題があります。</p> <p>それから水害についてですが、霞川入間川で水没することに対してどのように考慮されているのかお伺いします。</p>
浅川課長	<p>まず光の害について地域住民をどこに設定するのか、ということがポイントだと思っています。今の話のようにとんでもない地域より影響が出るということも含めて、検討させていただきたいと思います。</p> <p>水害に関しては抑制区域の中に河川区域を加えるということで検討していきたいと考えております。</p>
森委員	<p>河川の関係ですが、パワーコンディショナーが水没すると太陽光発電設備が役に立たなくなりますので、それを含めて検討していただければと思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容
加治委員	<p>太陽光発電の施設の発電されたものは個人の所有として扱われるものなのか、東電などが買い上げて一般に配布されるものなのか、前提条件はその2つでよいのかお聞きしたいと思います。</p> <p>図面を渡されましたが全くわかりません。線引きが重なるのか、重ならないのか、そういった考え方があったらよいと思います。読めるような形でコピーしていただけると良いと思います。</p> <p>文書のことですが、山林等については比較的容易に開発が可能と書いてありますが、これは開発する側からの視点で、非常に簡単にできそうだと思われてしまうので、山林の重要性等を極力配慮するような考え方をしたらどうかと思います。</p> <p>適地を言えと言われたように思うのですが、例えば、入間市にはゴルフ場が2つありますが、ゴルフ場であれば影響も少なく、パネル設置の協力を要請していくことも非常に重要だと思います。</p>
黒瀧会長	<p>まず、規制対象は個人、法人どうなのか、発電されたものはどう活用されるのかについて説明をお願いします。</p>
浅川課長	<p>規制対象については、電力の出力で10kW以上であれば、どなたが持っていたとしても制限をかけていきたいと考えています。</p> <p>電力については大きな流れとして自分の所で使うのか、売電するのかとその二つに分かれています、設置される方が選ぶ形となります。どちらにしても出力に応じて抑制をかけていこうと考えています。</p>
黒瀧会長	<p>2点目、どのようなところに設置が可能なのかということについて説明をお願いします。</p>
浅川課長	<p>規制の対象外として、基本的には建物の屋上、家の屋根を考えていま</p>

発 言 者	発 言 内 容
黒瀧会長	<p>す。壁面は、反射の問題が出てくる可能性が高いと考えます。あとは、抑制区域でも、10kW未満の場合はできますし、抑制区域以外であれば、10kW以上であっても、手続きをしていただければできると考えております。全部できないということではありません。</p> <p>開発者側の視点なので別の視点で見ることができないかということについてお願いします。</p>
浅川課長	<p>一般的には、こちらの山を切り崩してとかそう言うときに、開発という言葉が使われると思います。理解しやすいようにということで開発という言葉を使わせていただきました。</p>
黒瀧会長	<p>ゴルフ場に協力を求められないのかということについてお願いします。</p>
浅川課長	<p>ゴルフ場には、広大な土地があります。建物の屋根については対象外となりますが、ゴルフ場の地面に置く場合には抑制区域ということになってくる可能性があります。設置していただけるのであればありがたいですけれども適切な流れに沿って手続きをしてやっていただきたいというのが、こちらの方針の考えですのでご理解をいただきたいと思います。</p>
加治委員	<p>テレビを見ていたらゴルフ場の運営についてすべてパネルで発電しているというものがありましたので、入間市でも緑とパネルと多角的に運用できればいいのではないかなと思います。</p>
手島委員	<p>4点ほど質問と意見があります。</p> <p>対象の10kWという線引きはどのように設定したのかご説明をお願いします。</p>

発 言 者	発 言 内 容
浅川課長	<p>ポイント2の市長の同意というのは、課題1と2だけでなく、課題1から課題7を見越した同意をしていただかないといけない。市長の同意の条件が他にもあると思いますので、そこを含めて検討していただきたいです。</p> <p>事業者から事業計画を出してもらうのはいいのですが、稼働後の課題はその事業者がちゃんとした事業者なのかというところにかかっていると思います。20年なら20年きちんと管理ができる事業者なのかという、事業者の審査をやった方がいいと思います。</p> <p>義務づけとか、指導助言とあるのですが、罰則については何か考えているのですか。それを教えてください。</p> <p>10kWの基準というのはFITと言う太陽光の手続きのシステムがありまして、10kWを境に家庭用と事業用が分かれていますので、その基準を使っています。他市では、20kWとか50kWと、他の基準を持っているところもあります。それについては、今後検討させていただきたいと考えています。</p> <p>同意についてはおっしゃられたように反対だけということではなく、同意の要件を設けるというのは考えているところです。</p> <p>事業者の審査というのは確かに難しい部分がありますが、今後条例化に向けて検討させていただきたいと思います。</p> <p>罰則に関してなんですけれど、現状では考えておりません。皆さんのご意見を含めて検討させていただきたいと思っております。</p>
手島委員	<p>罰則がなければちゃんと義務づけたことにならないし、同意したのも何にもならないということになってしまいますので、何らかの罰則を付けたほうが良いと思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容
黒瀧議長	<p>今の質疑を含めて皆様のご意見を伺いたいと思います何かありますか。</p>
齋藤委員	<p>今の手島委員に付け加える形なのですが、茨城で個人が太陽光やりたいと仲介業者から連絡がありガタガタした経験があるので、非常に興味があります。この時の事業者は、結構若い業者で何年も経っていないところで、そこが全部やるのかと思ったら、そこはただの営業で建てるのは別のところというようなことでした。事業者と一言と言っても非常に難しいです。太陽光の発電自体がまた新しい分野なので判断が非常に難しいものだと思います。近くの土地で他にあるのですが、雑草がかなり生えていて意味がないようなところもあります。</p> <p>事業者は、建ててお金もらってはいさよなら、ということができてしまうような分野だと思いますので、つくづく気をつけて行った方がいいと思います。</p>
黒瀧会長	<p>事業計画の中できちんとした事業者かどうか、審査するという事ですが、具体的にどういうことを審査したらいいのかという事。罰則を適用すべきかという意見、こちらについて審議会で意見をもんでみたいと思います。</p> <p>まず、罰則について意見はありますか。</p>
平塚委員	<p>罰則と関連してだと思えますけど、現状入間市において太陽光パネルというのはどれくらい浸透しているのかという、普及率についてはどれくらいなのかが分からずにいます。飯能の現場を見て、そうかと思いましたが、逆に考えると、飯能、日高は投資の魅力を感じて業者が入ったのかなと思っていて、もし入間市に、実績がないのであれば、何かしらのバリアがあるのかなと思います。そのバリアになるところのバランスが罰則とも関連してくると思います。現状入間市でどれくらいの実績があるのかとい</p>



発 言 者	発 言 内 容
浅川課長	<p>うことと、何かバリアがあったので問題がおこらなかったというところがあるのであれば教えていただきたいと思いました。</p> <p>それを踏まえて規制を作っていくことになると思いますが、ぱっと見たときには、入間市でも隣の市であっても内容はそれほど変わらないのかなと思いましたので、入間市で、課題になりそうというポイントがありましたら挙げていただきたいと思いました。</p> <p>10kWという規制については一般値かなと思いますが、入間市ではどれほどポテンシャルがあるのかというのが、ポイント1にかかってきていて、入間市の場合は茶畑の農用地なのかと思いますが、想定している、起こったら怖い、入間市固有の問題があれば教えてください。</p> <p>規制区域のところで、近郊緑地保全区域と農用地区域というところに規制区域を設けたというのは、加治丘陵等の山林を市で保全しておりますので、そこに太陽光パネルを置かれるのは困ると、そういった意味で規制区域を設けさせていただいています。それから、茶畑これは農業地区域ということになりますが、そこに、どんどん太陽光パネルができてしまうというのがどうなのかという観点から、農用地区域を規制区域としました。入間市の特有の問題として、そういう意味で、それらを規制区域といたしました。</p> <p>入間市の太陽光の状況がどうなのかという話がありましたが、FITの手続きを必ずしなければいけないのですが、2021年9月末時点で新規が約2300となっています。入間市としては、ほぼ建物の上となっています。畑の上とか土地の上というのはあまりない状況です。そこが他市と比べたら特殊な状況にあるのではないかと思います。</p>
平塚委員	<p>加治丘陵とか茶畑を含めた農地のエリアをシャットダウンということであればその前提とした規制としたほうがいいと思います。規制という大方</p>

発 言 者	発 言 内 容
黒瀧会長	<p>針とするのであれば、除外してしまった方が議論の的は絞り易いのかと思います。</p> <p>ポイント1についてはこの後、皆様のご意見を伺って裁決しようと考えています。</p> <p>まず、罰則の適用について、事務局側で罰則を適用しなかったという理由はありますか</p>
浅川課長	<p>皆様のご意見を伺ってと考えておりますので、現状では考えておりません。</p>
森委員	<p>この罰則というのはどのようなことが考えられるのか、イメージがつかない。もしも他市の例があるのであれば教えてもらいたいと思います。</p>
黒瀧会長	<p>他市の状況は次回、説明していただくと伺っていますので、次回説明していただくことにしたいと思います。</p> <p>では、次に出てきたのが事業者の審査についてです。きちんとした事業者であるかどうかをどのような形で判断したら良いのか、こちらに対してご意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
手島委員	<p>事業者のプロフィールをちゃんと出させるというのが重要だと思います。資本金とか、売上とか太陽光発電設備の実績とか。できれば役所の方で、過去、問題起こしていないかを確認できれば良いと思います。</p>
黒瀧議長	<p>他にご意見のある方はいらっしゃいますか</p>
川名委員	<p>高齢者審議会ではそういうのを出して頂いて審査委員会で一般の公募し</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>た市民からも意見を頂いて、最終的な GO ができるようになっていますが、そういった組織を考えているのか質問させていただきます。</p>
浅川課長	<p>審査に関しては、仮に届出となった場合でも、現状では審査会のようなものを作ることは考えていません。</p>
黒瀧会長	<p>今の事業計画に対してなんですけれども、廃棄物処分量に関しては規制が厳しいですね。いわゆる5年間の事業計画をもって調査するとか、そういったことで事業徹底をして、太陽光発電施設が廃棄物に変わらないような管理をしていきたいということは必要だと思います。</p> <p>現状では何年分の事業計画を提出するというようなことを考えているのか教えていただきたいと思います。</p>
浅川課長	<p>太陽光については10年とか15年というスパンで管理していくものですので、その間の計画について確認していきたいと考えております。</p>
黒瀧会長	<p>その他にご意見はありますか</p>
森委員	<p>FITは上限があり、10kWから100kWが分かれていたのではなかったでしょうか。</p> <p>そうすると、屋上じゃなくて山じゃなくて茶畑じゃなくて、駐車場だとかふつうの畑といった所に建てるところの規制だと考えられるのですが、排水の問題だとか、雨の水を地中に落とすような装置をつけるだとか、周囲に流すとか大規模水害のもとにならないようにだとか、そういうことは考えているのでしょうか。</p>
浅川課長	<p>まずFITに関しては10kWで境がありまして、電気事業法で20k</p>

発 言 者	発 言 内 容
黒瀧会長	<p>Wとか50kWとか制限がありますので、その辺については必ず手続きしなければならぬので、そこでの制限は必ずございます。そのほかの規制についてこの方針のなかで行っていくことになります。</p> <p>雨水については、その辺の対策も必要ですので考えています。具体的にはまだ詰め切れていないところです。</p> <p>今の皆様のご意見からすると、審議会としては、事業計画の届けにあたっては具体的な届出事項を明確にしてもらいたい、ということよろしいですか。</p> <p>では審議会の総意として、裁決を取りたいと思います。事業計画の届けにあたっては届出の内容を明記して定めてもらいたい、という意見に賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全会一致)</p>
黒瀧会長	<p>こちらの方は条例に入れるのか、施行規則に入れるのかというところをご検討いただきたいと思います。</p> <p>審議会としては、届出の内容を明確にってもらいたいということとします。</p>
手島委員	<p>事業者の審査については、どのようになっていますか。</p> <p>事業計画と事業者の審査は別だと考えています。事業計画は、太陽光発電設備をどう入れて、どう実施するのかというものだと思います。私が言っているのは、そうではなく事業者そのものが信頼できるのかということ審査したらどうかという意見なので、事業計画とは別の観点です。</p>
浅川課長	<p>確かに事業計画もあると思いますし、その書類の中に、事業者がわかる</p>

発 言 者	発 言 内 容
黒瀧会長	<p>書類をつけさせて、一緒に見るという方が現実的なのかなと考えています。事業計画もあり、添付書類として事業者の収支計画をつけていただいて、届出の中で一緒に出していただくという方がよいか、と思いますがいかがでしょうか。</p> <p>いまの事務局の意見を反映していただいて盛り込むという形でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
黒瀧議長	<p>その次ですね。ポイント2で市長の同意が必要とありますが、課題1課題2を解決しますよとありますが、1から7番を見越した方がいいのではないかと。これに対してどのように考えますか。</p>
伊藤委員	<p>入間市における問題は住宅地に里山が残っていて、それがいつのまにか太陽光発電に変わってしまう事を、懸念しています。そうすると市長の同意について、今の市長は大丈夫だと思いますが、市長が職権を乱用してしまうという心配があります。専門家の意見を聞くとか、審議会の意見を聞くとか、そういう条項があって押さえがあった方が良いでしょうと思います。</p>
黒瀧会長	<p>職権乱用を予防する措置が必要なんじゃないかという意見でしたが、これについて他にご意見はありますか。</p>
手島委員	<p>市長の同意の前に審議会で審査するとか、そういったことが必要なんじゃないかという意見だと思います。</p> <p>市長の同意の条件をきちんと事務局から出してもらって、全体のステップの中で、事業計画が提出されて、住民説明会が終わった後で市長が同意をするのかとか、どこで市長が同意を入れるのかのタイミングもわからな</p>

発 言 者	発 言 内 容
森委員	<p>い。それを、ここでどうするかというのではなく、次回、事務局から案をだしてもらって審議をするべきではないかと思います。なので、そういう条件をはっきりしてくださいと言うのが、私の意見です。</p> <p>もう一つ、おっしゃっているのは、例えば同意の前に審議会に出したらどうかと言う事だとおもいます。そういうことも含めて、市長の同意の条件を整理して、次回案を出していただいたらどうかと思います。</p> <p>過去3年以内にトラブルがあった、裁判沙汰になっているなど、具体的に同意できない業者、同意できない場合というのを、挙げられないかという意見です。</p>
黒瀧会長	<p>森委員が言うような欠格要件を、条例の中に入れるかどうかという話ですが、これについては、先程の意見とあわせて、次回、条例案の中で審議したいと思います。</p> <p>あとはポイント1で問題提起しているものですが、規制区域の範囲について、いろいろな委員から意見がありましたが、こちらについてもその部分を考慮いただいた案を提出していただいて審議するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>以上を踏まえて案を作成して頂きたいです。</p> <p>他全般を通してなにかありますか。</p>
平塚委員	<p>今回10kW以上となっています。一般の家庭5件から7件分とそれほど大きくないと思うのですが、FITを使わずに太陽光を入れる場合もあると思います。そういう場合は条例で規制する力が確保できるのでしょうか。</p>
浅川課長	<p>FITの手続きというのは、太陽光発電施設を入れて事業やるときには</p>

発 言 者	発 言 内 容
平塚委員	<p>必ず手続きをしなければならない、という風になっております。</p> <p>固定買取なので、放棄すれば申請しなくていいと思います。</p>
浅川課長	<p>固定買取はもうなくなりましたので事業をする場合には、固定買取がなくてもFITに電子申請をするようになっておりましたので、そのように理解しておりました。それについてはもう一度調べさせていただきます。</p>
黒瀧会長	<p>時間ですので、議題1は以上とします。</p> <p>議題2について事務局からお願いします。</p>
事務局（西村）	<p>その他ということで、今年度の審議会スケジュールについて説明させていただきます。</p> <p>（令和4年度審議会スケジュールについて説明）</p>
竹廣課長	<p>令和3年度の環境審議会 第2回と第3回の議事録を配布いたします。</p> <p>（議事録を配布）</p>
黒瀧会長	<p>議事は以上となります。</p>
森委員	<p>議論の内容じゃないのですが、WEB 会議の話があったかと思うのですが、やった場合にどのように扱われるのか説明をしていただけますか。</p>
黒瀧会長	<p>本日は、WEB 会議の参加希望者はいらっしゃらなかったということで対面になっております。Zoom ミーティングということでしたが、そのやり方について説明してください。</p>

発 言 者	発 言 内 容
事務局（西村）	（WEB 参加の際の流れ及び会場のレイアウトについて説明）
森委員	ネット上のトラブルがあった場合はどのようにになりますか。
事務局（西村）	トラブルにより、どうしても、完全に意思疎通が取れないような状態になってしまった場合は、その時間のみ退席という扱いになってしまいます。
黒瀧会長	ネット環境によるリスクマネジメントについて検討をお願いします。 では議長の座を降りさせていただきます。
川名副会長	（閉会のあいさつ）
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。</p> <p>令和 4 年 6 月 8 日</p> <p>議 長 の 署 名 <u>黒瀧 孝彦</u></p> <p>議長が指名した者の署名 <u>川名 千鶴子</u></p>	